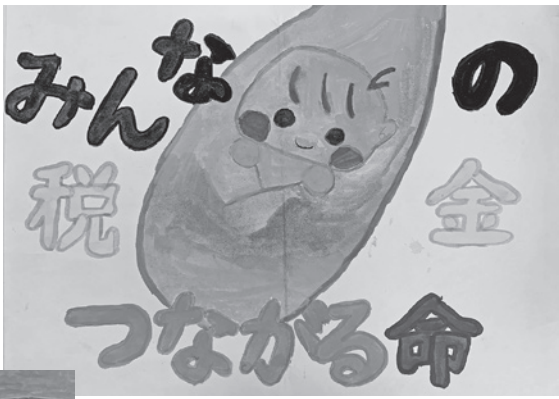


市の
から
お知らせ

「税に関する作品」の入賞者を紹介します

問 税務課 納税係 ☎75-6115

多久市租税教育推進協議会、佐賀税務署、佐賀県税事務所、全国納税貯蓄組合連合会では、次世代を担う児童・生徒に税の意義や役割を正しく理解し、関心を高めてもらうために「税に関する作品」を募集しました。令和元年度は、「税に関する小学生の絵画」および「税に関する中学生の書写」に27点、「中学生の税についての作文」は183編が寄せられました。入賞作品は、確定申告期間中に市役所申告相談会場に展示します。



野中琴未さんの作品

お知らせ

小学生の部（絵画）

多久市長賞 中央校6年 野中 琴未さん

佐賀県税務署長賞

中央校6年 水田菜々美さん

佐賀県税事務所長賞

中央校6年 浦田 惺矢さん

中学生の部（書写）

市租税教育推進協議会長賞

西溪校7年 陣内こころさん

中学生の作文

多久市長賞 東部校9年 大隈 凌さん

水田菜々美さんの作品
陣内こころさんの作品
浦田惺矢さんの作品



市の
から
お知らせ

ご存知ですか？ 『本人通知制度』

問 市民生活課 窓口係 ☎75-6116

『本人通知制度』とは、住民票の写しや戸籍を代理人や第三者に交付した場合、本人に対し交付の事実をお知らせする制度です。

この制度を利用するためには、事前登録が必要です。

【対象者】

多久市に住民票または戸籍がある人（ただし、海外在住者は登録できません）

【通知する内容と方法】

○証明書交付年月日、証明書種別、枚数、請求者の区別

○特定記録郵便による通知

【登録の有効期間】

登録の日から3年間

※必要な書類など、ご不明な点は、問い合わせください

※更新の対象者には2か月前に案内を送付します

農地中間管理事業を活用しませんか？

市の
から
お知らせ

問 佐賀県農業公社 ☎20-1590
農林課 農政係 ☎75-4825

【農地を借りたい人】

農地中間管理事業とは、佐賀県農業公社が、農地を貸したい人から借り受け、借りた農地を経営規模の拡大や経営の効率化を目指す担い手に貸し付ける制度です。

○賃料は、複数の地主がいる場合でも一括して機構への支払いとなるので、手間を大幅に省くことができます。

○国等の事業では農地中間管理事業の活用を要件とするものや採択を優遇するものが増えてきています。

活用のメリット

【農地を貸したい人】

○借受する農地は、機構が直接お借りし、賃料は機構が支払うことになりやすいので安心です。

○賃借した農地は期間満了で確実に戻ります。（希望すれば継続も可能）

